平成２９年（フ）第６４６号
埼玉県狭山市大字東三ツ木182番地の22　メゾンニュー狭山１Ｆ、旧住所埼玉県比企郡川島町大字下伊草133番地７
債務者　伊勢　道仁
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　浩孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１５０号
北海道苫小牧市大成町１丁目13番１―510号
債務者　安部　琴恵
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１５１号
北海道苫小牧市双葉町２丁目９番19号　アスティ双葉105
債務者　木下　健二
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第５１７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　鶴ヶ谷第一市営住宅１棟412
債務者　後藤　隆之
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５９９号
仙台市泉区住吉台西４丁目12番地の５
債務者　相坂永美子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６２１号
仙台市太白区袋原字堰場33番地の６
債務者　庄司　株子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７８８号
宮城県多賀城市桜木２丁目６番15号
債務者　山下　恵里
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８０１号
仙台市青葉区通町１丁目６番12―1001号
債務者　高橋まり子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８０４号
仙台市青葉区上杉１－８－37　アサヒマンション４－Ｃ、住民票上の住所宮城県名取市増田２丁目１番35号
債務者　高橋　勇光
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８３８号
仙台市若林区遠見塚２丁目20番21号　ハイツオザワ202
債務者　相川美紀江
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８５５号
宮城県塩竈市香津町12番34号　第一芳山荘101号
債務者　鈴木　　寛
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
茨城県下妻市今泉120番地１　大出アパート101号棟
債務者　栗原　　豊
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１７３号
茨城県下妻市今泉120番地１　大出アパート101号棟
債務者　栗原　芳枝
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２２０号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷734番地４　コーポさつき205
債務者　金子　元久
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３６９号
岐阜市茜部菱野２丁目47番地　（茜荘212号室）
債務者　山本　勝治
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３７５号
岐阜市琴塚４丁目７番13―105号（ドームエル）、前住所愛知県岩倉市八剱町十一70番地（神明寮235号）
債務者　吉本　　清
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
岐阜地方裁判所